

議案第10号

富津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
富津市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月18日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）が施行されることに伴い、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市手数料条例の一部を改正する条例

富津市手数料条例（平成12年富津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表8の項中「、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ」を「又は第63条第3項第7号イ」に改め、同表9の項中「並びに第68条の69第3項第6号及び第7号ロ」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。